

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2節 とん税等の納付申告	第2節 とん税等の納付申告
(とん税等の納付申告)	(とん税等の納付申告)
2-1 船長（とん税法（昭和32年法律第37号）第4条第2項及び特別とん税法（昭和32年法律第38号）第4条第2項に規定する船長以外の者及び外国貿易船の運航者を含む。以下この節において同じ。）が、システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合は、船長に対し、「とん税等納付申告」業務等を利用して船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	2-1 船長（とん税法（昭和32年法律第37号）第4条第2項及び特別とん税法（昭和32年法律第38号）第4条第2項に規定する船長以外の者及び外国貿易船の運航者を含む。以下この節において同じ。）が、システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合は、船長に対し、「とん税等納付申告」業務等を利用して船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。
(省 略)	(省 略)
<u>(一時納付の特例税率の適用)</u>	<u>(新規)</u>
2-4 とん税法附則第6項に規定する外国貿易船の船長がシステムによりとん税等の一年分を一時に納付する場合であって、同項及び特別とん税法附則第2項に規定する税率（以下、「特例税率」という。）の適用を受ける場合は、当該船長に対し、「入港届等」業務等を利用して船舶の名称、船舶コード、純トン数、種類、関税法施行令附則第4項に規定する特定港の港名、とん税法施行令（昭和32年政令第48号）附則第5項に規定する国際戦略港湾の港名及び当該特定港を出港してから当該国際戦略港湾に入港するまでの間に寄港した港の港名並びに特例税率の適用を受けたい旨をシステムに入力し送信することにより行うことを求めたうえ、「とん税等納付申告」業務において適用税率に特例税率を選択することにより適用するものとする。	
<u>(国際戦略港湾出港後に特定港に入港する場合の特例税率の適用)</u>	<u>(新規)</u>
2-5 とん税法附則第6項に規定する国際戦略港湾出港後に特定港に入港する外国貿易船に係る特例税率の適用にあたっては、国際基幹航路届（税関様式C-2020号）ととん税法附則第7項及び特別とん税法附則第3項に規定する国土交通大臣が財務大臣に提供する情報を定める省令（令和2年財務省令第53号）の規定に基づき国土交通大臣が提供する情報とを対査	

新旧対照表  
【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】  
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																				
<p>確認し、「入港届等」業務において対象除外とされた状態を「船舶情報確認登録」業務により解除することにより適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 船舶の不開港出入許可</p> <p>(不開港出入許可申請)</p> <p>8-1 外国貿易船の船長がシステムを使用して不開港への出入の許可の申請を行う場合は、船長に対し、「不開港出入許可申請」業務等を利用して不開港の名称、出入しようとする船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>この場合において、船長に対して「不開港出入許可申請控情報」が配信される。</p> <p>なお、特殊船舶の船長がシステムを使用して不開港への出入の報告を行う場合は、外国貿易船の出入手続に準じ、処理することとする。</p>																					
	<p style="text-align: center;">第 8 節 船舶の不開港出入許可</p> <p>(不開港出入許可申請)</p> <p>8-1 外国貿易船の船長がシステムを使用して不開港への出入の許可の申請を行う場合は、船長に対し、「不開港出入許可申請」業務を利用して不開港の名称、出入しようとする船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>この場合において、船長に対して「不開港出入許可申請控情報」が配信される。</p> <p>なお、特殊船舶の船長がシステムを使用して不開港への出入の報告を行う場合は、外国貿易船の出入手続に準じ、処理することとする。</p>																				
汎用申請対象手続一覧	汎用申請対象手続一覧																				
<p>【監視関係】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手続名称</th><th style="text-align: center;">根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省 略)</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">沿海通航船等外国寄港届出</td><td>関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">国際基幹航路届出</td><td>関法附則第 7 項 関基 15-3-4</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省 略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(省 略)		沿海通航船等外国寄港届出	関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)	国際基幹航路届出	関法附則第 7 項 関基 15-3-4	(省 略)		<p>【監視関係】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手続名称</th><th style="text-align: center;">根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">沿海通航船等外国寄港届出</td><td>関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新規)</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(同 左)		沿海通航船等外国寄港届出	関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)	(新規)		(同 左)	
手続名称	根拠法令等																				
(省 略)																					
沿海通航船等外国寄港届出	関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)																				
国際基幹航路届出	関法附則第 7 項 関基 15-3-4																				
(省 略)																					
手続名称	根拠法令等																				
(同 左)																					
沿海通航船等外国寄港届出	関法第 22 条 関令第 20 条第 1 項 関基 22-1(1)																				
(新規)																					
(同 左)																					